

津市耕作条件不利農地借受奨励金交付要綱

令和 6 年 3 月 2 9 日訓第 4 3 号

改正 令和 7 年 3 月 1 8 日訓第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、過疎化や農業者の高齢化による担い手不足等により農地の荒廃が進む中、本市の区域内の耕作放棄地の再生及び有効利用を図ることにより、地域農地の景観維持及び地域農業の振興に資するため、津市補助金等交付規則（平成 1 8 年津市規則第 4 4 号。以下「規則」という。）の規定に基づき奨励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耕作条件不利農地 次に掲げる農地のうち 2 以上に該当するものをいう。
 - ア 面積が 1 0 アール未満の農地
 - イ 形状が不整形で作業効率が悪い農地
 - ウ 進入路がなく、他者の耕作地を横断して進入する必要がある農地
 - エ 水路等がなく取水が困難で、揚水設備の設置を要する農地
 - オ 鉄塔等の大きな障害物が存在する農地
 - カ 日照時間が著しく短い中山間地等の農地
- (2) 認定農業者 本市の区域内において農業経営を営む農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号。以下「基盤強化法」という。）第 1 3 条第 1 項に規定する認定農業者をいう。
- (3) 認定就農者 基盤強化法第 1 4 条の 5 第 1 項に規定する認定就農者をいう。
- (4) 集落営農組織 次に掲げる要件のいずれにも該当する地域住民で構成する営農組合等をいう。
 - ア 本市の区域内に所在する組織であること。
 - イ 集落を単位として農業生産過程における一部又は全部について共同化・統一化に関する同意の下に営農している組織であること。
 - ウ 組織の代表者が定められていること。

エ 組織の規約・定款が定められていること。

オ 組織として管理している金融機関等の通帳があること。

- (5) 地域計画に位置付けられた者 基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画に位置付けられた農業を担う者をいう。

(名称)

第3条 第1条の奨励金は、「耕作条件不利農地借受奨励金」（以下「奨励金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 奨励金は、耕作条件不利農地であって次の各号のいずれかに該当するものを5年以上の期間で借り受け、本市の区域内において農業経営を行う認定農業者、認定就農者、集落営農組織、地域計画に位置付けられた者その他市長が適当と認める農業者（以下「交付対象者」という。）に対して、これを交付するものとする。

- (1) 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理法」という。）第18条第1項に基づき定められた農用地利用集積等促進計画をいう。）に基づく賃借権又は使用貸借（3親等以内の親族間における使用貸借を除く。）による新規及び継続の権利が設定された農地であって、中間管理法第18条第7項の規定による公告がされたもの。

- (2) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に基づく使用貸借（3親等以内の親族間における使用貸借を除く。）による権利又は賃借権が設定された農地であって、農業委員会による許可を受けたもの。

(奨励金の額等)

第5条 奨励金の額は、10アール当たり47,000円を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

- 2 奨励金の額は、交付対象者別に、農用地1筆（10平方メートル未満の端数は、これを切り捨てるものとする。）ごとに前項の規定により算出した額の合計額とする。

- 3 奨励金の交付は、同一の農地につき1回限りとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、第4条第1号に規定する公告の日若しくは同条第2号の許可を受けた日から起算して1月を経過する日又は会計年度が終了する日のいずれか早い日とする。

(添付書類)

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 農地を借り受けたことを証する書類

(2) 耕作条件不利農地であることを証する書類

ア 交付対象の借受農地一覧

イ 農地の現況写真

ウ 位置図

エ その他耕作条件不利農地であることを証するために必要な書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(奨励金の交付の決定及び額の確定)

第8条 市長は、交付申請書（規則第1号様式）を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付の決定を行うとともに交付すべき奨励金の額を確定し、その旨を耕作条件不利農地借受奨励金交付決定及び確定通知書（第1号様式）により通知するものとする。

(適用除外)

第9条 奨励金については、規則第12条の規定にかかわらず、実績報告書（規則第6号様式）の提出を要しないものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この訓は、令和7年4月1日から施行する。